

教保第 1002 号
令和 4 年 9 月 30 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 県 立 学 校 長 } 殿
各 教 育 事 務 所 長 }

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満
(公印省略)

県立学校における地域の感染レベルに応じた感染症対策等について
(令和 4 年 9 月 30 日時点)

平素より、学校における感染症対策の推進に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。
令和 4 年 9 月 29 日の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、沖縄県対処方針（別添 1）の見直しが決定しましたのでお知らせいたします。

ついては、令和 4 年 9 月 30 日時点の全県立学校の地域の感染レベルは下記のとおりとしますので、家庭と連携協力して、感染症対策の継続をお願いいたします。

市町村教育委員会においては、県立学校の対応を参考に、必要に応じて、所管学校（園）に対し地域の感染レベルをお示しいただくとともに、所管学校（園）において感染症対策が継続されるよう、併せて御指導をお願いいたします。

各教育事務所におきましては、必要に応じ助言をお願いいたします。

今後、当文書の発出は、沖縄県対処方針等に変更があった場合、通知いたします。

記

【地域の感染レベルと対策について】 レベル2 全県立学校

※感染症対策については、別紙 1-1（令和 4 年 7 月 22 日時点）を御参照ください。

【新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について】

・令和 4 年 8 月 4 日付け教保第 746 号「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等の一部改正について（沖縄県公立学校第 3 版 令和 4 年 4 月 1 日適用令和 4 年 8 月 3 日一部改正）」を御参照ください。

【部活動について】

・令和 4 年 9 月 30 日付け教保第 1003 号「沖縄県対処方針変更に伴う 9 月 30 日以降の県立学校における部活動について（通知）」を御参照ください。※新規

【学校行事について】

・学校行事を行う際は、感染対策の徹底をお願いいたします。
※学校行事（文化祭等）で感染が広がっている事例があります。

【発熱や咳等がある児童生徒への対応について】

・令和 4 年 9 月 16 日付け教保第 935 号「発熱や咳等がある児童生徒への対応について（依頼）」を御参照ください。※継続

【新型コロナウイルス感染症に係る受診・検査等について】

新型コロナウイルス感染症に係るフローチャート「コロナかな?と思ったら(別添2:2022年7月21日)」が、本県新型コロナウイルス対策本部から示されております。児童生徒、保護者及び教職員へ御周知いただき、発熱等の風邪症状がある場合は、フローチャートに従い、受診・検査等をお願いいたします。

1 接触者の検査について(※QRコードは別添2に掲載されています。)

- ・ 沖縄県中部接触者PCR検査センター <https://okinawa-pcr-kensa.com/>
- ・ 沖縄県南部接触者PCR検査センター <http://nanbu.okinawa-pcr-kensa.com/>
(5月24日(火)～南部会場は「南城市公共駐車場」へ移転しました)

2 発熱外来について(※QRコードは別添2に掲載されています。)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/kansen/iryuu/hatunetugairai.html>

3 一般無料検査について(※QRコードは別添2に掲載。9月以降も延長されています。)

- ・ 沖縄県 HP 【沖縄県】PCR等無料検査場所一覧

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/kohokoryu/pcr-test/free-test/index.html>

4 沖縄県陽性者登録センターについて(別添3)

抗原検査キットの活用により「陽性」となった方や、医療機関での受診・民間の検査機関の利用により新型コロナウイルス感染症と診断された方で、発生届対象外の方でも生活支援等の行政サービスが受けられる体制が整備されています。下記 URL より沖縄県陽性者登録センターへ登録しご活用下さい。

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/kougenn_touroku.html

5 抗原定性検査キット配付事業 RADECOについて

沖縄県は、小・中・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族に抗原定性検査キットを配付しています。10月1日12:00より第2期の申込みが始まります。第1期の期間中に2回申込み、上限に達した方も、第2期の期間中において1人2回までの申込みが可能となっています。検査の結果、陽性の場合は上記4の陽性者登録センターへ連絡してください。検査結果が陰性だった場合、その検査結果が感染している可能性を否定しているものではありません。自宅療養をしながら症状が継続する場合は、後日改めて抗原定性検査を実施してください。体調が悪くなった場合はかかりつけ医を受診するか、コールセンターへ御相談ください。登校は、症状が治まってからお願いいたします。


【県HP】

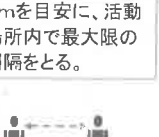

https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/hoken/vaccine/kensa/2022_6_radeco-testkit.html

担 当	教育庁保健体育課健康体育班	今枝聖子
電 話	098-866-2726	F A X 098-862-0472
E-mail	imaedase@pref.okinawa.lg.jp	

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策
令和4年7月22日時点

文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1		レベル2			レベル3		
			①	②	③			
【感染予防の方策】	保健教育重点 ←					→ 保健管理重点		
【保健教育】 児童生徒の持参物	清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等							
手洗い	①登校後、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食(屋食)の前、掃除の後、トイレの後、共有物を触る前後(手指で目、鼻、口をできるだけ触らない)				①+休み時間ごと			
咳エチケット	咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。							
規則正しい生活	「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」							
【健康観察】 健康観察表の活用	①児童生徒等の朝晩の体温、体調、保護者のサイン等を記入(別紙4)				①+同居の家族の状況(別紙5)			
朝の健康観察	①児童生徒等に発熱等の風邪症状がないかどうかを教室等で確認				①+同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状がないかどうかを校舎に入る前に確認			
忘れた者への対応	教職員が教室等で対応				教職員が校舎に入る前に対応			
【出席停止】 学校保健安全法第19条	①感染が判明した者 ②感染者の濃厚接触者 ③感染が疑われる者 ・症状があり検査を受けている者(濃厚接触者以外) ・感染者と接触があり学校長が出席停止を指示した者 ④*発熱等の風邪症状が見られる者(新型コロナウィルス感染症の副反応の可能性も含む) →ただし、症状がなくなれば、原則、登校は可能。				①+②+③+④* 同居の家族に未診断の発熱等の風邪症状が見られる者(同居の家族に症状がなくなれば登校は可能)			
	④*の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合は病欠とする。							
【体調不良者等への対応】	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。保護者の来校まで学校にとどまることが必要な場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。(保健室において、外傷や心身の不調などで来室した者と発熱等の風邪症状のある者が他の児童生徒と接することがないようにする。)抗原簡易キットを使用する場合は、手引きを踏まえ、適切に使用する。							
体調不良者等(出席停止の者を含む)の把握、指導及び連絡	①体調不良者等の数及び症状については、学校内で情報を共有しておく。 ②息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある者、重症化しやすい者、発熱等の風邪症状が4日以上継続している者へは、「新型コロナウイルス感染症 相談窓口(コールセンター)」等へ相談するよう指導する。 また、上記(下線部)以外の症状であっても、症状がある場合はできるだけ医療機関の受診を促す。 ③体調不良者等の増加等がある場合、所管の教育委員会へ電話にて連絡する。							
【報告】 学校等欠席者・感染症情報収集システムへの入力(出席停止)	・「発熱等の風邪症状が見られる者」→「発熱等による」へ入力 ・「感染者の濃厚接触者に特定」→「新型コロナ濃厚接触者」へ入力 ・「新型コロナ疑いの者」→「その他の感染症」へ入力 ・「感染が判明した者」→「新型コロナウイルス感染症」へ入力 ・「感染が不安等で校長が認めた者等」→「事故欠・急引き等入力」の「その他」 【レベル2、3】・「家族等の風邪症状が見られる者」→「家族等のかぜ症状による」へ入力 【患者発生時】・患者発生により臨時休業を行う場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖等」 →疾患名「新型コロナウイルス感染症」					【臨時休業の場合】 ・患者は発生していないが教育委員会等の指示により臨時休業を行った場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖(学年・学級)」→疾患名「教育委員会または主管理の指示による」		
様式による報告(感染者発生時のみ)	・FORMS1による報告							
【普段の清掃・消毒】 場所と回数	・床は通常の清掃活動 ・机、椅子は、通常の清掃活動において、新型コロナウイルスに対する有効性が認められている家庭用洗剤等を用いて拭き取り掃除を行う。 ・大勢が手を触れる箇所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日1回程度、水拭きした後、家庭用洗剤や消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。 ※児童生徒の手洗いが適切に行われている場合は省略可能。 ・文部科学省「衛生管理マニュアル」や図が示した新型コロナウイルスに有効な消毒液や洗剤を用いて、その使用方法に従い清掃・消毒を行う。							
消毒液と使用方法								
【感染者発生時の消毒】	・学校教職員で実施する場合は、学校人事課健康管理班作成の「感染者が発生した施設の消毒について」を熟読の上、実施。 ※「感染症対策等の学校活動支援事業」を活用し、専門業者に消毒作業を委託することも可能。(あらかじめ予算立てを行っていない学校は要相談)							
【3密の回避】 「密閉」の回避(換気の徹底)	①常時2方向の窓を同時に開ける。 ②常時換気が難しい場合は、30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。 ③窓のない部屋は常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気する。(人の密度が高くないように配慮する) ④体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。 ※エアコン使用時も同様の対応とする。少なくとも休み時間毎には窓を開け、換気を行う。							
【密集】の回避(身体的距離の確保)	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取ること				できるだけ2m(最低1m)			
【密接】の場面への対応(マスクの着用)	・身体的距離が十分とれない時や公共交通機関(バス、モノレール等)を利用する場合はマスクを着用する。 ※ただし、マスクの着用については、学校教育活動の様態や児童生徒等の様子などを踏まえ、臨機応変に対応する。							
※マスクを着用する必要がない場合	※十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合や児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時、登下校中で熱中症のおそれがある場合、体育の授業、運動部活動							

文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2	レベル3		
			①	②	③
県立学校の保健体育学習ガイドライン例					
体育・保健学習	感染者が発生した学級等は、必要に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を高める工夫を図る。				
	 <p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる。</p> <p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動は可能な限り感染症対策を行った上で通常通り実施する。</p>	<p>○リスクの低い活動は、一定の距離を保ち、同じ方向を向き、回数や時間を絞るなどの十分な感染対策をした上で実施する。</p> <p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動はリスクが高いことから慎重に検討する。</p> <p>○体育授業:可能な限り、屋外で実施し、気温が高い日などは熱中症に十分注意をする。但し、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなる運動は避ける。</p>	<p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする運動や感染症対策を講じてもお、感染のリスクが高い運動は行わない。</p>		
	<p>体育授業:マスク着用は必要ないが、体育授業における感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分確保する。但し、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は否定するものではない。</p>	<p>体育・保健授業:年間指導計画の中で年度後半に指導する予定の学習分野を「先取り授業」として手順やルールを学んだり、自宅で取り組むことが可能な既習事項の反復学習等を行ったり、デジタルコンテンツ教材を利用した学習支援も考えられる。</p>			

県立学校の部活動ガイドライン例					
部活動	・感染者が発生した部活動では、濃厚接触の疑いのある生徒・特定された生徒の活動停止と、必要に応じて、感染リスクの高い活動の見直しや、マスクを着用しない活動の制限など、警戒度を高める工夫を図る。 ・感染が拡大している場合(陽性者複数名発生等)は部活動停止の検討・実施。 ・練習や試合に付随する飲食等は行わないこと。				
	 <p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる。</p> <p>○可能な限り感染症対策を行った上で通常通りの活動</p>	<p>○可能な限り感染症対策を行った上で通常通りの活動</p>	<p>○可能な限り感染症対策を行った上でリスクの低い活動から段階的に実施。直近一週間に感染者が確認された地域ではより慎重な検討必要。</p> <p>密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っの発声する等の活動は慎重な検討が必要。</p>	<p>○可能な限り感染及びその拡大のリスクを軽減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて行う。</p> <p>密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っの発声する等の活動は行わない。</p> <p>できるだけ2m程度の間隔をとる。</p> 	
	<p>○トレーニングやゲーム、ミーティングなども三密にならないように配慮した状態で通常通り実施する。また、各競技団体から発出されているガイドラインにも留意すること。</p> <p>○ケガや熱中症防止等、安全管理に十分留意する。また、発熱等の症状が見られる場合は自宅で休養するよう指導すること。必要に応じて、抗原簡易キットを使用する。使用する場合は、手引きに従い適切に使用すること。</p> <p>○生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を常時確認すること。</p> <p>○活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠し、実施内容等に十分留意する。特に分散登校を実施する場合は、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とする。</p> <p>○部活動の参加については、生徒・保護者の意向を尊重し、参加を強制しないこと。</p> <p>○大会等の参加については、学校として主催団体とともに、大会中の競技や演技中等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、更衣室等の利用時においても生徒、教師等の感染拡大防止の対策を講じること。</p> <p>○練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、部活顧問教諭だけでなく、学校として責任をもって、大会参加時と同様の感染拡大防止の対策を講じること。</p>				
全体を通じての留意事項					

各市町村における県と連携した取組の実施

【法24条第9項 協力要請】

- 防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ。
- 接種主体である市町村におかれましては、3回目及び4回目のワクチン接種の加速化を図ってください。
- ケアマネージャーをはじめ介護福祉関係者を通じて、要介護高齢者の接種状況の確認と接種の勧奨をお願いします。
- 地元市町村で行われるイベントについて、県の基準を満たさないものは、対処方針の要請に沿って見直すか自粛を促すこと。

学校等へのお願い

【法24条第9項 協力要請】

- 衛生管理マニュアル等を踏まえた対応を基本とし、換気扇の常時稼働や窓開けの追加など、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気やマスクの正しい着用等を行う。
- 特に感染リスクが高い教育活動(※)については、同マニュアル上のレベルにとられず、基本的には実施を控える。感染が拡大していない地域でも、慎重に実施を検討するといった対応を行う。
- 健康観察表や健康観察アプリなども活用しながら、教職員及び児童生徒等の健康観察を徹底し、体調不良時は出勤、登校及び部活動等を控えるよう周知すること。
- 気温・湿度や暑さ指数が高い夏場においては熱中症対策を実施する。屋外では、周囲に人がいなければマスクを外すことを周知する。
- 部活動は、感染リスクが高い活動(※)を控えるなど感染防止対策を徹底し、活動開始時・各種大会前には健康チェックを行うこと。
- 小中学生・高校生の有症状者及びその濃厚接触者となりうる同居家族が、自宅で抗原定性検査が実施できる「RADECOJ」の活用を促進すること。
- 教職員や児童生徒等が陽性者や濃厚接触者となった場合等において、当該教職員等を出勤、登校させる際にPCR等検査の陰性証明を求めないこと。

※ 例：音楽における室内近距離で行う合唱やリーダー等の管楽器の演奏、体育における密集する運動等
(オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について【第12回新型コロナウイルス感染症対策分科会】より)